

被扶養者資格の確認調査についてのご案内

お問い合わせは「適用課」
tel 03(3265)3201
ホームページ: toseki-kenpo.or.jp

令和7年度の事業計画に基づき、被扶養者の資格について確認を行います。

この調査は、厚生労働省により毎年、被扶養者資格の確認を義務付けられているものであり、また、皆様から収めていただいている保険料を適正に使うためにも必要な確認調査ですのでご協力をお願いいたします。

調査方法

被扶養者資格調査書を被保険者、被扶養者に記入いただき、事業主は扶養の事実を確認のうえ、取りまとめていただき下記の提出期限までに当組合まで提出をお願いいたします。

注意!

調査期間

「令和8年2月13日(金)」までに当組合まで提出してください。資格調査書や証明書類を提出いただけない場合は、その理由に関わらず自動的に被扶養者から削除され、当組合の資格がなくなりますのでご注意ください。

調査対象者

添付する証明書については調査書の裏面、またはホームページ等をご覧ください。

情報連携による照会を行った結果、確認が必要または照会により確認ができなかった18歳以上の被扶養者とします。なお、記載されていない被扶養者につきましては、情報連携により収入の確認ができる、または、調査対象外のため印字されていません。

被扶養者の認定基準について

主として被保険者の収入により生計を維持されている方で、下記の条件を満たしていることが必要です。

①【被保険者と同居の場合】

年収が130万円未満で、かつ被保険者の年間収入の2分の1未満であること（当年度12月31日時点で19歳以上23歳未満の場合は150万円未満、60歳以上または障害年金を受給している場合は180万円未満）
例）被扶養者の年収が120万円場合、被保険者の年間収入は240万円以上が必要となります。

④【失業給付を受給している場合】

雇用保険の失業給付は、離職後の生活の経済的安定を図るために支給されているものであるため、受給中は原則として被扶養者になれます。
※ 日額3,562円以上の失業給付金を受けている方は、被扶養者となれません。（当年度12月31日時点で19歳以上23歳未満の場合は日額4,110円、60歳以上は日額4,932円）

②【被保険者と別居の場合】

上記の収入要件かつ被扶養者の収入が被保険者からの仕送り額よりも少ない額であること

⑤【国内居住要件を満たす者】

令和2年4月より「原則として国内に居住していること」が追加されました。ただし、日本に住所がなくても例外として被扶養者と認められることがあります。

③【夫婦共働きの場合】

共働きで夫婦が共同して扶養している場合、その被扶養者の人数にかかわらず原則として収入の多い方の被扶養者となります。

※ 上記の条件を満たしていても、被保険者の収入によって生計を立てていないと被扶養者とはなれません。
また、被保険者は家族の生計を維持するだけの収入が必要となります。

ご家族の扶養削除もれはありますか？

就職や結婚などで被扶養者に変更があったときは、「被扶養者異動届」を当組合まで申請してください。

(資格確認書・高齢受給者証等が交付されている方は併せてご返却ください)

- ・就職し勤め先の健保の被保険者になった
- ・結婚して配偶者の被扶養者になった
- ・他の親族の被扶養者になった
- ・被保険者が離婚をした
- ・被扶養者の収入が認定基準を超えた ※1
- ・被保険者と別居となった ※2

※1 年収130万円で、かつ被保険者の年間収入の2分の1未満。
(当年度12月31日時点で19歳以上23歳未満の場合は150万円未満、60歳以上または障害年金受給者は180万円未満)
また、月収で108,334円以上の収入が見込まれる方は、被扶養者にはなれません。
(当年度12月31日時点で19歳以上23歳未満の場合は125,000円以上、60歳以上または障害年金受給者は150,000円以上)

※2 別居をして生計維持関係が無くなった場合、続柄に関係なく被扶養者にはなれません。別居の場合、その方の収入を上回る被保険者からの仕送りが証明できる送金証明が必要です。

被扶養者の削除もれは、健保組合の財政に影響を及ぼします…

受診しなければ届出をしないで良いというわけではありません。

被扶養者の削除手続きをお忘れにならないようご注意ください。